市 民 税 課 課 長 税 務 課 課 튽 県税事務所長 殿

-般社団法人 日本経営協会

大久保 若穂 常務理事 • 中部本部長

<名古屋地区>NOMA 行政管理講座のご案内

法人住民税コース 平成30年 11月15日(木)~16日(金) 開催 個人住民税コース 平成30年 11月19日(月)~20日(火) 開催

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。本会事業活動には、平素より格別なご支援・ご協力を 賜り厚くお礼申しあげます。

さて、厳しい財政状況にある各市町村において、基幹税目である住民税の収入は財政運営にも大きな影響を与 えます。住民税の安定的な確保のためには、各担当者が住民税にまつわる制度や法知識を正しく理解し、公平な 課税を行うと同時に、十分な説明責任を果たすことが納税者の信頼を得ていくために必要不可欠です。

そこで、今回は住民税の課税のための基本的事項を学んでいただきます。また、平成30年度最新の税制改正 の留意点についても習得いただきます。

時節柄ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係者の方々多数のご参加をお勧め申しあげます。

敬具

記

日 時:[法人住民税コース] 平成30年 11月15日(木) 13:00~17:00 平成30年 11月16日(金) 10:00~16:00

[個人住民税コース] 平成30年 11月19日(月) 13:00~17:00 平成30年 11月20日(火) 9:30~16:00

会 場:NHK 名古屋放送センタービル内教室 (名古屋市東区東桜 1-13-3)

講師: 「法人住民税コース」(公益財団法人)東京税務協会/

(元)東京都主税局 大久保 英夫 氏

[個人住民税コース] 自治体法務研究所 副代表 /

(元)東京都主税局 野木 義昭 氏

広小路通 =M= 中日ビル 中区役所

【JR·名鉄・近鉄の名古屋駅より】 地下鉄東山線(4分)栄駅より徒歩**5分** 地下鉄桜通線(5分)久屋大通駅より徒歩**8分**

【中部国際空港より】 名鉄(25分)金山駅(乗換)地下鉄名城線(7分)栄駅より徒歩**5分** ※地下鉄駅からは、地下街、オアシス21経由でNHKビルに直通

参加料(負担金 各コースとも1名につき)

		負担金	消費税等	合 計	
NOMA会員		29,000 円	2,320 円	31,320 円	
_	般	32.000 円	2.560 円	34,560 円	

申込方法:裏面の申込書に必要事項をご記入の上、FAX等で下記へお申し込みください。 折り返し、「参加券」と「振込口座名を記載した請求書」を、ご派遣責任者宛にお送りします。

- ・電話予約も受け付けております。その他ご不明な点は下記までお問い合わせください。
- ・負担金は原則開催日の3営業日前までに銀行振込にてお納めください。経理処理等の都合で遅れる場合は事前にご連絡ください。
- ・ご参加申込の方のご都合が悪くなられた場合は、代理の方にご出席いただきますようお願いいたします。
- ・領収書は「振込金受領書」をもって代えさせていただきます。必要な場合はご連絡ください。

キャンセル:お申し込み後、キャンセルされる場合は必ず事前(3 営業日前まで)にご連絡下さい。 開催日の 3 営業日前〜前日までのキャンセルは受講料の 30%、開催日当日のキャンセルは 100%をキャンセル料として 申し受けます。なお、当日までに連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承ください。

ご宿泊(ご参考):本会では宿泊手配(予約)はいたしませんので、直接ホテルへお申込みくださいますようお願いいたします。 ※ご予約の際に、日本経営協会からの紹介であることをお申し出いただきますと、宿泊料金の割引がございます ※ホテルの宿泊料・割引等は事前にフロントにお確かめください(時期によって変動がございます)

ホテル名	シングル客室料金(ご参考)	交通	ホテル電話
東京第一ホテル錦	11,000 円~13,000 円(15~20%割引有)	地下鉄栄駅より徒歩3分	052-955-1001
ベストウェスタンホテル名古屋	7,000 円~	地下鉄栄駅より徒歩4分	052-263-3411

お問合せ: 一般社団法人日本経営協会 中部本部 企画研修グループ〈担当:江尻・里見〉

お申込先 〒461-0005 名古屋市東区東桜 1-13-3 NHK 名古屋放送センタービル 10F

TEL (052)957-4172 FAX (052)952-7418 HP http://www.noma.or.ip/chubu/

※お問合せは、平日の9:15~17:15 にお願いいたします

◆講義項目◆

※当日は①地方税法(法律編)と②電卓を必ずご持参ください。

【 法人住民税 コース 】

平成 30 年 11 月 15 日(木) 13:00~17:00 16日(金) 10:00~16:00

【 個人住民税 コース 】

平成 30 年 11 月 19 日(月) 13:00~17:00 20 日(火) 9:30~16:00

第1 地方税法総則(更正決定の期間制限等)

第2 通則

- 法人の種類(公共法人、公益法人等、その他の法人) 1
- 非課税と減免

(非課税法人、公益法人等の収益事業の取扱い、減免)

納税義務者

(事務所又は事業所、寮等、法人課税信託の引受を行う個人)

4 事業年度

第3 法人の均等割

- 1 税率(標準税率と制限税率、適用時期)
- 税率適用区分(資本金等の額と従業者数、その他)
- 月割計算の方法

第4 法人税割

- 課税標準 1
 - (1)連結申告法人以外の法人(法人税額の調整)
 - (2)連結申告法人(個別帰属法人税額の計算)
- 2 税 率 (標準税率と制限税率)
- 税額控除〔外国税額控除、仮装経理・租税条約に係る法人税 更正額の控除、特定寄附金税額控除(企業版ふるさと納税)]

第5 申告納付・更正・決定等

- 申告の種類(中間申告、確定申告、修正申告、均等割のみの 1 申告)
- 中間納付額の還付(充当)、還付加算金の計算
- 課税標準の分割基準
- (1)事務所等の新設・廃止の取扱い
- (2)従業者数の計算(従業者数の判定日、算定期間中に著しい 変動の取扱い)
- 更正の請求
- 更正・決定 5
- 未申告法人の調査 6

第6 平成30年度税制改正の主な内容(法人税割について)

- 1 中小企業の賃上げ促進税制(所得拡大促進税制の改組)
- 情報連携投資等の促進に係る税制の創設
- 地方拠点強化税制の見直し等

- 個人住民税とは
- 納税義務者
- 3. 外国人等と住所の認定
- 非課税
- 均等割
- 6. 所得割
- 7. 各種所得金額の計算
- 8. 各種所得の意義
- 9. 損益通産
- 「純損失」と「雑損失」の繰越控除 10.
- 11. 青色申告制度 (白色申告と青色申告の所得の計算)
- 12. 各種所得控除
- 所得割の算定 13.
- 土地等建物の譲渡に係る分離課税 14.
- 15. 株式等に係る譲渡所得に係る課税の特例
- 16. 先物取引による雑所得等に係る課税の特例
- 17. 税額控除
- 18. 個人住民税の申告
- 19. 賦課及び徴収
- 20. 減免
- 21. 公的年金所得と特別徴収
- 22. 退職所得の課税の特例 (退職所得を複数からもらっている場合の計算方法)
- 23. その他

(公益財団法人)東京税務協会/(元)東京都主税局

大久保 英夫 氏

昭和40年 中央大学法学部卒業。

同年、東京都主税局江東都税事務所に勤務、その後主税局課税部、資産税部等 及び特別区(派遣)において住民税・固定資産税等の課税事務、徴収事務を担 当。平成 13 年東京都退職(墨田都税事務所副所長)。公益財団法人東京税務協 会講師で住民税を担当し、現在も非常勤講師で住民税を担当。

自治体法務研究所 副代表/(元)東京都主税局

野木 義昭 氏

自治体法務研究所 副代表 (元)東京都主税局。

昭和 37 年中央大学法学部卒業。昭和 38 年東京都主税局に入職。練馬、台 東、中央など各都税事務所において、不動産取得税課税事務、固定資産税 課税事務、徴収事務を担当する。平成8年東京都主税局専門講師委嘱。平 成10年東京都退職。財団法人東京税務協会講師を経て、一般社団法人日本 経営協会等において研修講師として活躍中。

日本経営協会・中部本部(担当:江尻・里見) 行(この面をそのままFAXしてください)

FAX(052)952-7418

□ 日本経営協会会員 □一 般 (該当する方にレ印を付けてください)

60011575・576 「住民税の課税実務」講座・参加申込書							H30/11.19-20
ふりがな 団体名	Tel Fax		()	_ _	ご派遣責任者(ご 所属・役職名	連絡担当)	
所在地	〒					氏名 メールアト・レス	
No.	フリガナ 参 加 者 氏 名	所属•役	職	担当 経験年数	参加コース (レ印を記入下さい)	() 7 (= 188)	
				年 月	口法人住民税コース(11/15,16) 口個人住民税コース(11/19,20)	】<通信欄> 	
				年月	口法人住民税コース(11/15,16) 口個人住民税コース(11/19,20)		

.....

※請求書の宛先についてご教示ください。(口団体名と同じ 口その他

宛)